

# 寄付金に対する減免税措置について

学校法人関西学院への寄付金については、法人、個人を問わず次のような減免税の措置が受けられます。

## 個人の場合

### ■所得税の減免税措置について

学校法人関西学院は文部科学大臣から免税措置に必要な「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」の交付を受けております。ご寄付が本学に入金され次第、これらの証明書を印刷した「寄付金領収書」をお届けいたします。お届けしました領収書を添えて、ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に所轄税務署に確定申告をして、所得税の還付請求を行ってください。

なお、還付請求にあたっては以下の「①税額控除制度」又は「②所得控除制度」の2つの制度から免税効果の高くなる一方の制度を選択することができます。

#### ①税額控除制度 2001年1月以降に発行された領収書

$$(\text{寄付金額}^{\ast 1} - \text{2千円}) \times 40\% = \text{控除対象額}^{\ast 2}$$

※1 寄付金は総所得金額の40%まで ※2 控除対象額は所得税額の25%まで

#### ②所得控除制度

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

所得控除額 = 寄付金額 - 2千円

#### ■所得控除制度を利用した場合、還付される所得税の目安

課税所得金額 (単位:万円)	500	600	700	800	900	1,000	1,500	2,000
寄付金額 (単位:万円)	還付金額 (単位:円)							
1	1,000	1,000	1,200	1,200	1,200	1,700	1,700	2,000
5	9,000	9,000	10,400	10,400	10,400	14,900	14,900	18,000
10	19,000	19,000	20,500	21,900	21,900	31,400	31,400	38,000
30	59,000	59,000	60,500	67,900	67,900	97,400	97,400	118,000
50	99,000	99,000	100,500	113,900	113,900	163,400	163,400	198,000
100	199,000	199,000	200,500	228,900	228,900	328,400	328,400	398,000
150	299,000	299,000	300,500	330,500	343,900	443,900	493,400	598,000
300	369,500	479,000	560,500	630,500	660,500	788,900	988,400	1,128,400
500	369,500	479,000	560,500	670,500	780,500	990,500	1,648,400	1,788,400

※課税所得金額とは、給与所得金額（給与所得金額－給与所得控除額）から基礎控除、社会保険控除、配偶者控除、扶養控除、生命保険料控除等の合計額を控除した金額をいいます。所得税の税率は、平成20年4月1日現在の法令によります。

#### ③免税額の比較 (モデルケース)

②所得控除制度は所得税率が高く、高所得者ほど減税効果大きいことが特徴ですが、①税額控除制度は所得税率に関係なく、税額から直接控除するので、所得にかかわらず、また小口の寄付にも減税効果大きいのが特徴です。

#### ■免税効果の比較

還付金額 (目安)

例) 1万円のご寄付 (所得金額600万円の方)

①税額控除制度を選択する場合… (10,000円－2,000円) × 40% = **3,200円**  
 ②所得控除制度を選択する場合… **1,000円**

例) 1万円のご寄付 (所得金額1,000万円の方)

①税額控除制度を選択する場合… (10,000円－2,000円) × 40% = **3,200円**  
 ②所得控除制度を選択する場合… **1,700円**

例) 5万円のご寄付 (所得金額600万円の方)

①税額控除制度を選択する場合… (50,000円－2,000円) × 40% = **19,200円**  
 ②所得控除制度を選択する場合… **9,000円**

例) 5万円のご寄付 (所得金額1,000万円の方)

①税額控除制度を選択する場合… (50,000円－2,000円) × 40% = **19,200円**  
 ②所得控除制度を選択する場合… **14,900円**

例) 10万円のご寄付 (所得金額600万円の方)

①税額控除制度を選択する場合… (100,000円－2,000円) × 40% = **39,200円**  
 ②所得控除制度を選択する場合… **19,000円**

例) 10万円のご寄付 (所得金額1,000万円の方)

①税額控除制度を選択する場合… (100,000円－2,000円) × 40% = **39,200円**  
 ②所得控除制度を選択する場合… **31,400円**

※「②所得控除制度」の免税額 (目安) は別表のとおり

### ■大阪市の個人住民税の免税措置について

大阪市の条例指定により、大阪市内に住所を有する方は市民税の寄付金税額控除の適用を受けられることになりました。控除額の算出方法は右のとおりです。(2012年1月以降の領収書が対象です。)

$$(\text{寄付金額}^{\ast} - \text{2千円}) \times 6\% = \text{住民税の控除額}$$

※総所得金額の30%が限度となります

※ご寄付いただいた年の翌年の1月1日現在、大阪市内に住所を有する方が対象です。

※個人住民税の寄付金税額控除は所得税の確定申告をすることで適用を受けることができます。

※大阪市からの求めにより、本学より寄付者名簿を提出することがありますのであらかじめご了承くださいませようお願いします。

寄付者名簿には寄付者氏名・住所・寄付金額・寄付金受領日等を記載いたします。

## 法人の場合 (法人税の減免が受けられます)

寄付金に対する損金算入等の措置に関する手順には、次の2通りがあります。いずれもご寄付された金額が、その事業年度の損金に算入されます。

### 1. 特定寄付金 (損金算入限度額以内で減免が受けられる寄付金)

この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額 (下記参照) に相当する金額で、別枠として損金に算入されます。

損金算入は、本学発行の「寄付金領収書」(裏面に「特定公益増進法人であることの証明書(写)」が印刷)によって法人税減免の手続をすることができます。

#### 一般寄付金の損金算入限度額の計算方法

$$\left\{ \left( \begin{array}{l} \text{期末資本金} \\ \text{及び資本積立金} \end{array} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{月}} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{寄付金支出前の} \\ \text{所得金額掛} \end{array} \times \frac{5}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2} = \text{損金算入} \\ \text{限度額}$$

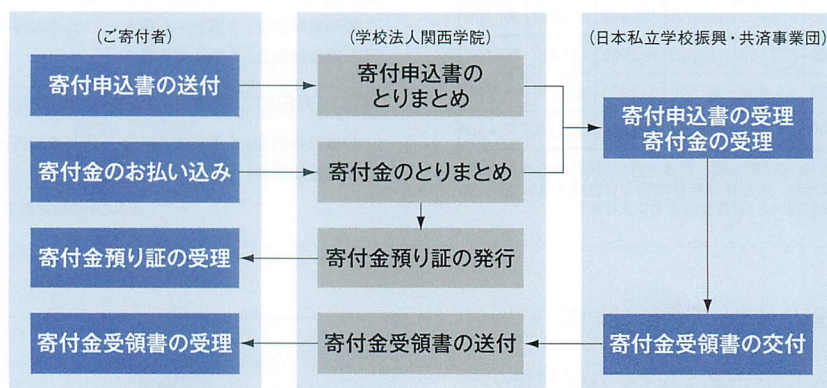
### 2. 指定寄付金 (全額が損金に算入される寄付金)

- (1) この寄付金は、本学が「指定寄付金」として日本私立学校振興・共済事業団の承認をうける寄付金で全額を決算時に算入することができます。
- (2) この寄付金は、事業団が取り扱う寄付金ですが、これに係る諸手続は、法人部校友課で行います。したがって、本学への寄付申込書のほか、**日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書が必要**になります。
- (3) 寄付金が本学に入金され次第、本学発行の「預り証」をお送りするとともに、寄付金は本学からいったん事業団へ入金します。
- (4) 損金算入に必要な日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」は、事業団から交付され次第、本学を經由してお届けいたします。

※指定寄付金でご寄付の場合はあらかじめ校友課にお問い合わせください。別途、必要書類等をお届けします。

**お願い：**寄付金を事業団が受領した日は、受入期間内において事業団の指定銀行に口座に寄付金が入金された日となります。従って、寄付者である会社等法人の寄付金を支出した日の属する事業年度(決算日)を過ぎてしまいますと、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなりますので、決算日に特に御注意いただくとともに、本学への寄付申込書の送付ならびに送金につきましては当該決算日より最低14日以上前になりますようご協力をお願いいたします。

#### 指定寄付金の事務手続図



【お問い合わせ】 学校法人関西学院法人部校友課

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155 TEL:0798-54-6010 FAX:0798-51-0929